

岐阜労働局発表
平成25年3月28日(木)

担 当	岐阜労働局雇用均等室
	雇用均等室長 熊倉 澄子
	地方機会均等指導官 祝迫 智子
	電話 058-245-1550 FAX 058-245-7055



**くるみんマークを交付しました！
～クラレプラスチック(株)を
「子育てサポート企業」として認定、県内29社目～**

岐阜労働局(局長 佐々木秀一)では、平成25年3月12日に次世代育成支援対策推進法に基づき、クラレプラスチック(株)を男女ともに育児休業が取得しやすく、また、出産後に職場復帰しやすい環境の整備などに積極的に取り組んでいるとして、「子育てサポート企業」に認定し、認定マーク(愛称「くるみん」)を交付しました。

これにより、現在までの県内認定企業は29社(認定企業数は全国第9位)となりました。

※ 取組事例は別紙1のとおりです。

※ 次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。同法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど、一定の基準(別紙2)を満たした企業を「子育てサポート企業」(基準適合一般事業主)として、厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)が認定しています。これまでの県内認定企業は別紙3のとおりです。

クラレプラスチックス株式会社

所在地：不破郡垂井町表佐 4 3 3 0

業 種：製造業

労働者数：1 7 3 人



【行動計画期間】

平成23年3月1日 ～ 平成25年2月28日

【行動計画目標】

- 目標1 育児休業が取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図ります。
- 目標2 子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進を図ります。
- 目標3 年休取得促進のため、年次有給休暇取得促進奨励日を拡充します。
- 目標4 インターンシップ等の就業体験機会の提供の推進。

【1期目行動計画取組状況】

- ・管理職、組合執行部各位に対して育児・介護休業規程の周知と気軽に制度が利用できるよう啓発を促すメールを発信した。
- ・労働組合との協議会で議案として掲示、労使協力して環境整備を行った。
- ・育児、介護休業期間中の取扱いについては、「育児・介護休業取扱通知書」で現在の所属部署のままと規定しており、休業期間あけには現場復帰できることを周知した。
- ・男性従業員の育児に関する資料を工場掲示板に掲示し、毎月部課長会で議案として取り上げ啓発を行うとともに、管理職、組合執行部に該当者に取得を奨励するよう周知し、休暇を申請しやすい環境にした。
- ・子の看護休暇は、時間単位（有給）で取得可能。
- ・時差出勤は、小学校就学前まで取得可能。
- ・子供が生まれる男性従業員が出産直後に取得する休暇を2日から3日に拡充し、取得促進を図った。
- ・平成23年4月1日より年次有給休暇取得奨励日を2日から5日に拡充し、年休取得促進を図った。
- ・岐阜県インターンシップ受入事業所として登録し平成25年度版へも登録済み。
- ・岐阜県インターンシップ推進協議会、総会へ参加し、大学生、高校生、中学生をインターンシップの受入を関係機関へ積極的に働きかけ推進を図った。
- ・平成23年度、インターンシップ：高校生7名、高専、大学、大学院5名計10名
工場見学（職場訪問）高校生13名、大学生18名
- ・平成24年度、インターンシップ：中学生3名、高校生15名、大学生1名計19名
工場見学（職場訪問）高校生19名、大学生8名 と実績を上げた。
- ・週1日（毎水曜日）ノー残業デーを設定、社内放送による周知、ポスター掲示、管理職の呼びかけ等実施している。

※行動計画期間中の育児休業取得状況

男性・・・0人（子の看護休暇取得・・・1人）

女性・・・1人（出産者の育児休業取得割合・・・100%）

認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
 当該計画期間において男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主は、次のいずれかに該当すれば足りる。
 - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
 - ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
 当該計画期間において女性の育児休業取得率が70%未満である場合は、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における女性の育児休業取得率が70%以上であれば足りる。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
 ※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までには措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
 ※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
 - ・フレックスタイム制度
 - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

☆は2回目の認定、*は3回目の認定

認定年	企業名	所在地	企業の通し番号
2007年	1 (株)大垣共立銀行	大垣市	1
	2 岐阜信用金庫	岐阜市	2
	3 (株)十六銀行	岐阜市	3
	4 (株)トーカイ	岐阜市	4
	5 たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	5
	6 (株)バロー	多治見市(本部)	6
	7 社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	7
2008年	1 太平洋工業(株)	大垣市	8
	2 生活協同組合コープぎふ	各務原市	9
	3 (株)東洋	飛騨市	10
2009年	1 イビデンエンジニアリング(株)	大垣市	11
	2 東濃信用金庫	多治見市	12
	3 (株)大垣共立銀行☆	大垣市	
	4 (株)岐阜銀行	岐阜市	13
	5 たんぽぽ薬局(株)☆	岐阜市	
	6 (株)トーカイ☆	岐阜市	
	7 (株)岐阜高島屋	岐阜市	14
	8 (株)サムソン	岐阜市	15
	9 美濃工業(株)	中津川市	16
	10 (株)アクトス	多治見市	17
	11 (医)和光会	岐阜市	18
2010年	1 岐阜信用金庫☆	岐阜市	
	2 ヤングビーナス薬品工業(株)	加茂郡坂祝町	19
	3 社会福祉法人和光会	岐阜市	20
2011年	1 社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕☆	羽島郡笠松町	
	2 たんぽぽ薬局(株)*	岐阜市	
	3 社会福祉法人飛騨古川	飛騨市	21
	4 (株)トーカイ*	岐阜市	
	5 (株)市川工務店	岐阜市	22
	6 太平洋工業(株)☆	大垣市	
2012年	1 (株)大垣共立銀行*	大垣市	
	2 (有)星和土木	岐阜市	23
	3 イビデン(株)	大垣市	24
	4 サトウパック(株)	美濃市	25
	5 (公財)大垣市文化事業団	大垣市	26
	6 (社福)大垣市社会福祉事業団	大垣市	27
	7 社会福祉法人和光会☆	岐阜市	
	8 (株)ザイタック	土岐市	28
2013年	1 クラレプラスチック(株)	不破郡垂井町	29

注 認定は、各行動計画期間終了後に達成状況等を審査して行われますので、1回目の行動計画期間終了後認定を受けた企業が、次の行動計画期間終了後に再度認定を受けることができます。